

平成30年4月25日
自動車局審査・リコール課
整備課

5月1日からタカタ製エアバッグのリコール未改修車両は車検が通らなくなります！ 早急にエアバッグのリコール作業を受けてください

タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、異常破裂する危険性が高い未改修車両については、本年5月1日より、車検が通らなくなります。

本年3月末時点で約84万台が対象となっており、本措置の対象車両のユーザーの皆様は、引き続き車検の有効期間を待つことなく、一刻も早く改修を行って頂くようお願いします。

1. 背景・目的（タカタ製エアバッグのリコール対象台数・改修状況の詳細は別紙1）

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施しているところです。

これまでも、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めていますが、本年3月末時点の国内の改修率は88.4%であり、なお約220万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも20人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で通さない措置を講じることとしています。

2. 車検で通さない措置の対象車両（自動車メーカー9社、97車種、約84万台（本年3月末時点））

メーカー名	車種	措置対象台数
いすゞ	コモ	9台
SUBARU	インプレッサ、レガシィ	7,529台
ダイハツ	ミラ、ハイゼットなど4車種	62,852台
トヨタ・レクサス	ヴォクシー、カローラ、SC430など25車種	419,373台
日産	エクストレイル、フーガなど14車種	97,117台
ビー・エム・ダブリュー	E46, 3シリーズ(318i, 320i)など11車種	279台
ホンダ	フィット、アコードなど31車種	227,272台
マツダ	RX-8、アテンザなど5車種	15,123台
三菱	ランサー、アイなど4車種	9,317台

お持ちの車が今回の措置の対象となるかの確認は、以下の検索システムを活用してご確認いただくか、別紙2に掲げる自動車メーカーにお問い合わせ下さい。

<https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html>

(参考)

ユーザー向けリーフレット（別紙3）

整備事業者向けリーフレット（別紙4）

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 今村、片山

TEL:03-5253-8111（内線:42363）、夜間直通 03-5253-8597

平成30年4月25日
自動車局審査・リコール課

タカタ製エアバッグのリコール対象台数及び改修状況

平成30年3月末現在

平成30年2月までに届出されたリコール	国内対象台数	実施台数	未実施台数	改修率
原因が特定されたリコール	2,540,756	2,450,156	90,600	96.4%
予防的リコール	16,538,018	14,418,326	2,119,692	87.2%
合計(24社)	19,078,774	16,868,482	2,210,292	88.4%

平成30年2月以降にリコール対象車両が733,792台追加されており、リコール総対象台数は19,812,566台(24社)。

自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	http://www.audi.co.jp/web/ja/service_accessory.html#page=/jp/web/ja/service_accessory/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
株式会社 SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
ニacol・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-269-437	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
本田技研工業株式会社	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	http://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/my/service/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://recall.search.udtrucks.com/

網掛けは、今回、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できません。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

【国土交通省ホームページにおける登録車を対象とする 次回自動車重量税額照会サービスの開始について】

国土交通省ホームページにおいて、登録車を対象とする次回の自動車重量税額を照会するサービス（別紙参照）が運用開始されましたので、お知らせ致します。従いましては、会員の皆様から直接国土交通省のホームページを呼び出して重量税額を確認することができます。※軽自動車の自動車重量税額の照会はできませんので、お含みおきください。

なお、振興会にお問い合わせの場合は、従来通りFAXにて問い合わせ頂いたものに限り、4回に区分して回答させていただきますので、別紙の「自動車重量税確認依頼書」《登録車用（車台番号すべて記入のこと）、軽自動車用》をご活用いただき、振興会まで送信していただきますよう、お願い申し上げます。

<参考>

●国土交通省「次回自動車重量税額照会サービス」

<https://www.nextmvt.mlit.go.jp/nextmvt-web/>

※国土交通省の自動車関係税制関連ページから、当該サービスのページに移行することができます。

（一社）愛媛県自動車整備振興会

TEL：089-956-2181

FAX：089-956-2188

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>
にアクセス。

② 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご覧一読ください。
③ 「照会画面へ」をクリック。

③ 照会画面へ

⑦ 重量税額が表示されます。

- 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

車台番号 (全桁)	NHW20
検査予定日	2018/04/30
有効期年数	2年

・車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
・検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

⑦ 自動車重量税額 (円) 15,000

戻る

④ 車台番号を入力します。
(アルファベットは大文字で入力をお願いします。)

⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。
⑥ 「照会」をクリック。

⑥ 照会

ご利用について

- **軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。**
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- **当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。**
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

QRコードはコチラ→

国土交通省 四国運輸局 愛媛運輸支局

【登録車】自動車重量税確認依頼書

一般愛媛県自動車整備振興会 宛
社団法人

FAX 089-956-2188

認証番号	70-	依頼日	年	月	日
事業場名	ご担当者様				
電話番号	089	FAX番号	089	-	-

	登録番号または車両番号		車台番号 (記入がない場合は確認できません。)	申請予定年月日	税額	
	支局名	分類番号				かな
例	えひめ	500	な	1234	2018年5月1日	
1					年 月 日	
2					年 月 日	
3					年 月 日	
4					年 月 日	
5					年 月 日	

※国土交通省HPからも検索できますので、ご利用ください。 <https://www.nextmvt.t.mlit.go.jp/nextmvt-web/>



(1.03)

【軽自動車】自動車重量税確認依頼書

一般愛媛県自動車整備振興会 宛
 社団法人
 FAX 089-956-2188

依頼事業場		依頼日	年	月	日
認証番号	70-	ご担当者様			
事業場名					
電話番号	089 - -	FAX番号	089 - -		

	登録番号または車両番号			車台番号 (下4桁)	申請予定年月日	税額
	支局名	分類番号	かな 一連指定番号			
例	えひめ	580	な 1234	5678	2018年5月1日	
1					年 月 日	
2					年 月 日	
3					年 月 日	
4					年 月 日	
5					年 月 日	

すれ違い用前照灯(ロービーム)の計測手法を見直し、平成30年6月1日から適用します。

平成27年9月1日より、ヘッドライトテスタによる審査は原則としてすれ違い用前照灯(ロービーム)を計測することにより行っていますが、当面の対応として、審査機器による計測が困難な一部の自動車(以下「計測困難な自動車」という。)に対して走行用前照灯(ハイビーム)による審査を実施しています。

今般、すれ違い用前照灯による審査の全面施行に向けた前段階として計測手法及び計測困難な自動車を見直すこととします。

【概要】

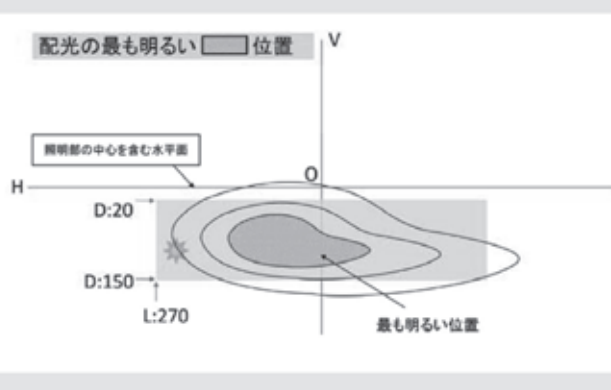
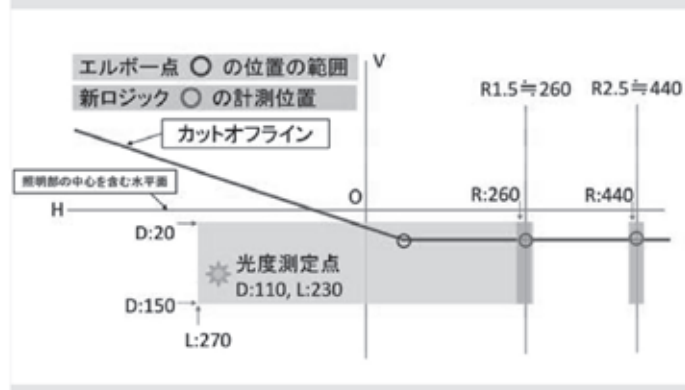
◆計測手法及び計測困難な自動車を次のとおりとします。

- (1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。
- (2) (1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げないものとして、次の①又は②に該当するものに限り「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができます。

(注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。)

- ① エルボー点の位置(図中「○」)又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方 1.5° (260mm)及び右方 2.5° (440mm)の鉛直線とカットオフラインが交わる2つの位置(新ロジックの計測位置：図中「○」)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。

- ② 配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。)



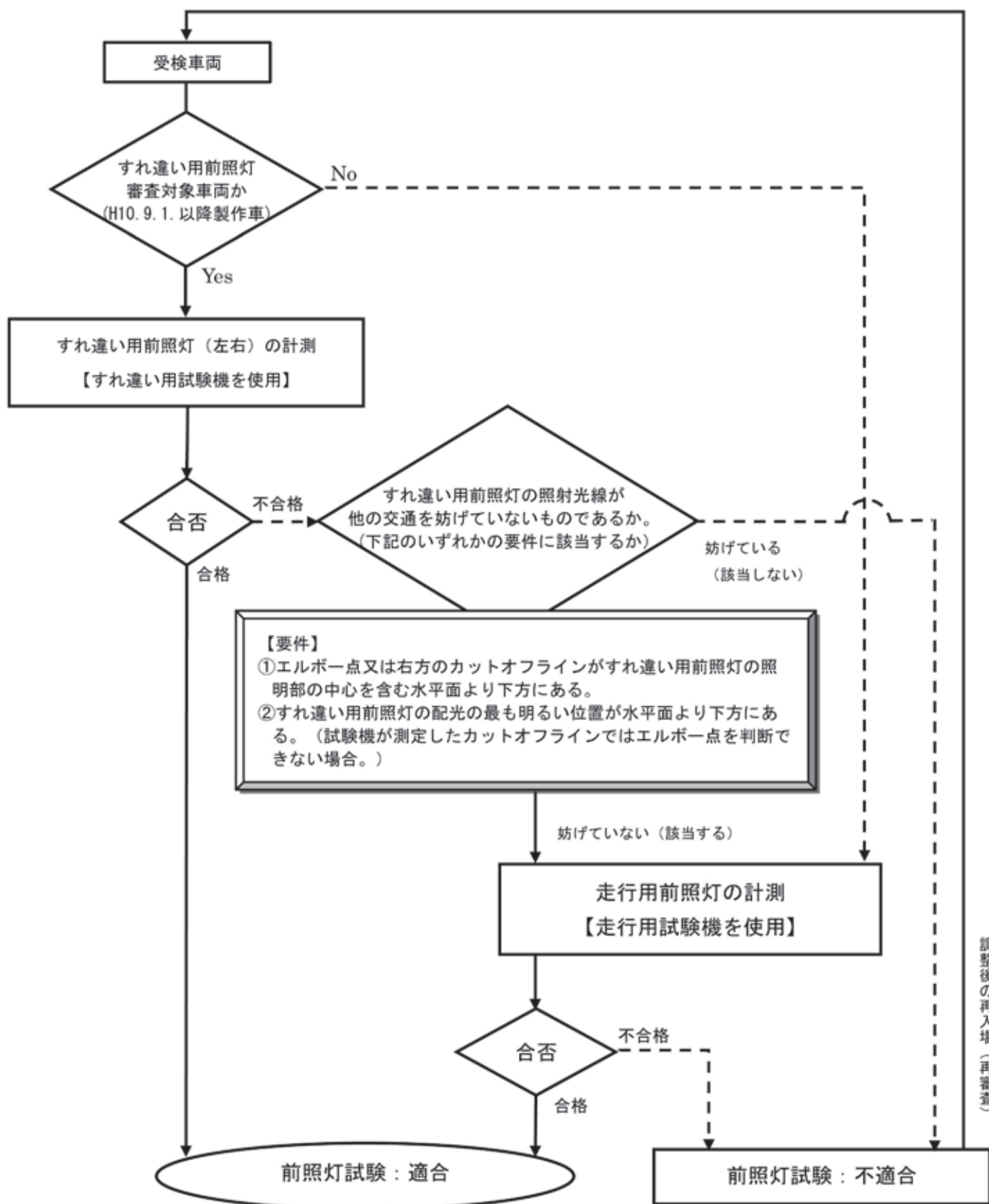
◆対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車(トレーラ、二輪車、側車付二輪車、大型特殊車を除く。)

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

ご不明な点についてはお問い合わせください。

検査コースにおける前照灯試験機を用いた審査フロー



お知らせ

すれ違い用前照灯（ロービーム）の 計測手法を見直し

平成30年6月1日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

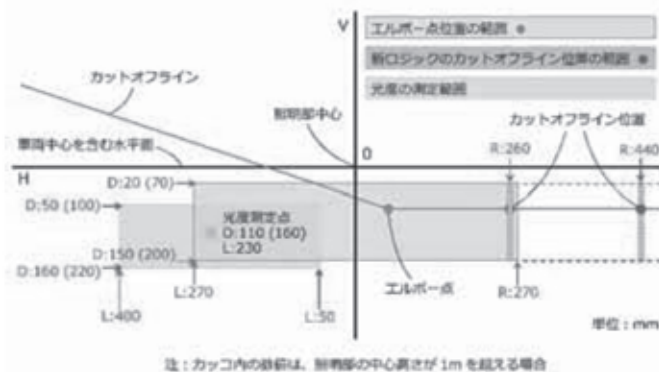
今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

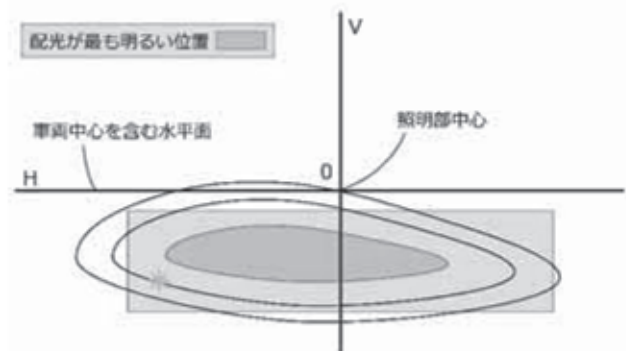
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。
- (2) (1)による計測の結果、不適合と表示された場合、次の①又は②に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注: すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。)

① エルボ一点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置(新ロジック※の計測位置)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



② 配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボ一点を判断できない場合。)



※新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。

